

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則……………（税務課） 1

規 則

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第87号

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則

（北海道税条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第51条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項及び次条第1項の利用料金の額とは、当該ゴルフ場の平日の一般のグリーンフィーに相当する額をいう。

第67条の19を次のように改める。

（クレーン車等に係る自動車税の税率の適用）

第67条の19 クレーン車又はレッカー車についての条例第64条第1項第4号オの規定の適用については、クレーン車又はレッカー車に係る次の表の左欄に掲げるつり上げ荷重をトラックに係る同表の右欄に掲げる最大積載量とみなして同項第2号ア又はイに定める額を適用する。

つり上げ荷重	最大積載量
1トン以下	1トン
1トン超2トン以下	2トン
2トン超3トン以下	3トン
3トン超4トン以下	4トン
4トン超5トン以下	5トン
5トン超6トン以下	6トン

6トン超7トン以下	7トン
7トン超8トン以下	8トン
8トン超9トン以下	9トン
9トン超10トン以下	10トン
10トン超11トン以下	11トン
11トン超12トン以下	12トン
12トン超14トン以下	13トン
14トン超16トン以下	14トン
16トン超18トン以下	15トン
18トン超20トン以下	16トン
20トン超	17トン

2 クレーン用の台車については、つり上げ荷重が20トン超のクレーン車とみなして前項の規定を適用する。

別記第2号様式の2中「上記の」を「被相続人に係る全ての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相続人から代表者を指定した旨の届出がないことから、上記の」に、「定めましたから」を「定めましたので」に、「（根拠法令－地方税法9条の2Ⅱ、同法施行令2条Ⅴ、道税規則12条Ⅲ）」を「（根拠法令－
）」に改める。

別記第2号様式の3中「なりましたから」を「なりましたので」に、「（根拠法令－地方税法第 条）」を「（根拠法令－
）」に改める。

別記第2号様式の4中「さきに納付納入通知をしました」を「 年 月 日に通知しました」に、「まだ納めておりません」を「滞納となっております」に、「なりますから」を「なりますので」に、「（根拠法令－地方税法第 条）」を「（根拠法令－
）」に改める。

別記第2号様式の4の2（1葉）（表）中「告知しますから」を「告知しますので」に、「（根拠法令－地方税法第 条）」を「（根拠法令－
）」に改め、同様式（1葉）（裏）注意の事項中4の事項を5の事項とし、1の事項から3の事項までを1事項ずつ繰り下げ、2の事項の前に次の1事項を加える。

1 滞納処分費とは、国税徴収法第136条に規定する費用をいいます。

別記第2号様式の5中

「
上記のとおり、納期限を変更し繰り上げて徴収することにしたから、告知し
法13条の2Ⅲ、同法施行令6条の2の3、道税規則12条の3）」

ます。(根拠法令－地方税

」を

変更の理由	
上記のとおり、納期限を変更し繰り上げて徴収することにしたので、告知し	

に改める。

ます。(根拠法令－

」

別記第2号様式の6中「上記のとおり、」を削り、「製造たばこ（軽油）について」を「上記の製造たばこ（軽油）については、換価された場合に道たばこ税（軽油引取税）の納税義務が成立することから」に、「（根拠法令－地方税法第 条）」を「（根拠法令－ ）」に改める。

別記第3号様式中 「納期限」を「法定納期限等」に、

「上記のとおり、あなたが質権又は抵当権を設定している譲渡財産を換価したときうちから納税者又は特別徴収義務者の滞納金額のうちの②の金額を徴収することにする。(根拠法令－地方税法14条の16Ⅳ、同法施行令6条の6Ⅰ、道税規則13条の2

に配当を受けるべき金額の
しましたから、通知しま
Ⅱ)」を

処分の理由	
上記のとおり、あなたが質権又は抵当権を設定している譲渡財産を換価したときうちから納税者又は特別徴収義務者の滞納金額のうちの②の金額を徴収することにする。(根拠法令－	

に改める。
に配当を受けるべき金額の
しましたので、通知しま
)

別記第3号様式の2中 「納期限」を「法定納期限等」に、

「納付納入告知書発付の日 年 月 日

」を

納付納入告知書発付の日	年 月 日
処分の理由	

に、「上記のとおり、あなたの譲渡担保財産から」を

「あなたの譲渡担保財産から、上記のとおり、」に、「しましたから」を「しましたので」に、「なりますから」を「なりますので」に、「（根拠法令－地方税法14条の18Ⅱ、同法施行令6条の8Ⅰ、道税規則13条の3）」を「（根拠法令－ ）」に、「続行しますから」を「続行しますの
で」に、「（根拠法令－地方税法14条の18Ⅴ、同法施行令6条の8Ⅰ、道税規則13条の3）」を「（根拠法令－ ）」に改める。

別記第3号様式の3中 「納期限」を「法定納期限等」に、

「

上記のとおり、譲渡担保財産からあなたの滞納金額のうちの②の金額を徴収します。（根拠法令－地方税法14条の18ⅡⅤ、同法施行令6条の8Ⅱ、道税規則13

ことにしましたから、通知
条の3）」を

処分の理由

あなたが譲渡担保権者に譲渡した譲渡担保財産から、上記のとおり、あなたの滞
徴収することにしたので、通知します。（根拠法令－
）

納金額のうちの②の金額を

に改める。

別記第4号様式の2その1中

該 当 条 文

地方税法
第15条第1項第 号
第15条第2項
第15条の5第1項第 号

を

根 拠 法 令

に、

上記のとおり、徴収
換価猶予（の期間延長）をしましたから、通知します。

を

一部不承認の理由

上記のとおり、徴収
換価猶予（の期間延長）をしましたので、通知します。

に、「なりますから」を「なりますので」に改め、「（根拠

法令－地方税法第 条）」を削り、同様式その2中

該当条文

地方税法
第 条
道税条例
第 条

を

根拠法令

に、

猶予期間 年 月 日から 道税条例第 条第 項に定める

日までの期間」を

猶予期間 年 月 日から 道税条例第 条第 項に定める

一部不承認の理由

日までの期間

に改め、「（根

拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条)」を削り、同様式その３中

納 税 担 保	担 保 財 産			
	名 称	数 量	性 質	所

	保 証 担 保	
在 住 所	職 業	氏 名

を

納 税 担 保	担 保 財 産			
	名 称	数 量	性 質	所
一部不承認の理由				

	保 証 担 保	
在 住 所	職 業	氏 名

に、「しましたから」を

「しましたので」に、「なりますから」を「なりますので」に、「（根拠法令－地方税法72条の38の2、道税条例42条）」を「（根拠法令－）」に改め、同様式その４中「k」を「1」に、

「 上記のとおり徴収猶予を承認しましたので、通知します。

を

--	--

一部不承認の理由

上記のとおり徴収猶予を承認しましたので、通知します。

に、「（根拠法令－地方税法第 条）」を「（根拠法令－）」に改め、同様式その５中「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－）」に改め、同様式その６中

「 年 月 日申請のあった徴収猶予（の期間延長）については、承認できません

から、通知します。（根拠法令－地方税法第 条）」

を

不承認の理由	
年 月 日に申請のあった徴収猶予（の期間延長）については、上記のとおり	

承認できませんので、通知します。（根拠法令－）」

に改める。

別記第４号様式の４その１中「承認番号」を「決定番号」に、「取り消しましたから」を「取り消しましたので」に、「なりますから」を「なりますので」に、「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－）」に改め、同様式その２中「取り消したので」を「取り消しましたので」に、「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－）」に改め、同様式その３中「該当条文」を「根拠法令」に改め、「道税条例第 条第 項 該当」及び「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第

条)」を削る。

別記第4号様式の7中

「	合	計	円	及び上記の法律による金額
---	---	---	---	--------------

」を

「	合	計	円	及び上記の法律による金額
取	消	の	理	由

」に、「さきに、あなたの上記

徴収金について、一時滞納処分を停止していましたが、その停止を取り消しましたから」を「上記徴収金については、年 月 日に滞納処分を停止しましたが、上記のとおりその停止を取り消しましたので」に、「上記金額」を「上記徴収金」に、「なりますから」を「なりますので」に、「（根拠法令－地方税法15条の8Ⅱ、道税規則14条の7）」を「（根拠法令－）」に改める。

別記第5号様式中

「	担保の提供期限	年	月	日
---	---------	---	---	---

」を

「	担保の提供期限	年	月	日
命	令	の	理	由

」に、「抵当権を設定されることがありますから」を「抵当

権の設定等を行うことがありますので」に、「（根拠法令－地方税法16条の3Ⅰ、16条ⅠⅣ、同法施行令6条の11ⅠⅢ、6条の10、道税規則15条の2Ⅱ）」を「（根拠法令－

）」に改める。

別記第5号様式の4中

「 上記のとおり、あらかじめ徴収金を保全するための差押金額を決定しましたから、地方税法16条の4Ⅱ、同法施行令6条の12Ⅰ、道税規則15条の3）

通知します。（根拠法令－）」を

「	決定の理由	
	上記のとおり、あらかじめ徴収金を保全するための差押金額を決定しましたので、	）

」に改める。
通知します。（根拠法令－）」

別記第6号様式その1（表）中「◎裏面の注意事項をお読みください。」を

「（根拠法令－）」に改め、同様式その2（表）中◎裏面の注意事項をお読みください。」

「 摘要 （ ）内には、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の別を記載する。」を

「 （根拠法令－）」
摘要 （ ）内には、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の別を記載する。」
に改める。

別記第6号様式の5中 「 更正の請求を認めない理由」 を 「 不承認の理由」 に、「上

--	--

記のとおり、更正の請求は承認できませんので、通知します。」を「あなたからの更正の請求については、上記のとおり承認できませんので、通知します。（根拠法令－）」に改める。

別記第14号様式その1（表）中「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－）」に改め、同様式その1（裏）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。））」に改め、同様式その2（表）中

事務所	納 税 通 知 書 番 号

を

納 税 通 知 書 番 号

に、

「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－）」に改め、同様式その2（裏）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加

算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。））」に改め、同様式その3（表）中「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－）」に改め、同様式その3（裏）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。））」に改め、同様式その4（表）中

事務所	納 税 通 知 書 番 号

を

納 税 通 知 書 番 号

に、

「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－）」に改め、同様式その4（裏）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。））」に改め、同様式その5（表）中

課 税 標 準 額	税 率

を

				／100
--	--	--	--	------

課	税	標	準	額	税	率
				円	／	100

に、

事務所	納税通知書番号

を

納税通知書番号

に、「（根拠法令－

地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－
）」に改め、同様式その5（裏）納付場所の事項の次に次のように加える。

課税の理由

不動産取得税は、不動産の取得に対し、その取得者に課する税です。表面の所在地欄に記載の不動産については、あなたが取得者と認められることから、表面記載の根拠法令に基づき不動産取得税を課税しました。

別記第14号様式その5（裏）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同注意4の事項中「提出することができます」を「提出するようにしてください」に改め、同様式その6（表）中

課	税	標	準	額	税	率
					／	100

を

課	税	標	準	額	税	率
				円	／	100

に、

事務所	納税通知書番号	
税	額	

を

納税通知書番号		
税	額	円

に、「（根拠法令－地方税

法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－
）」に改め、同様式その6（裏）納付場所の事項の次に次のように加える。

課税の理由

不動産取得税は、不動産の取得に対し、その取得者に課する税です。表面の所在地欄に記載の不動産については、あなたが取得者と認められることから、表面記載の根拠法令に基づき不動産取得税を課税しました。

別記第14号様式その6（裏）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同注意4の事項中「提出することができます」を「提出するようにしてください」に改め、同様式その7（表）中「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－
）」に、「北海道 総合振興局長（札幌道税事務所長）」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同様式その7（裏）納付場所の事項の次に次のように加える。

課税の理由

自動車税は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある道府県がその所有者に課する税です。

表面記載の登録番号の自動車については、地方税法第148条に規定する賦課期日

（４月１日）現在、あなたが所有者であると認められることから、表面記載の根拠法令に基づき自動車税を課税しました。

なお、自動車税の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員などを基準に北海道税条例に定められています。

別記第14号様式その７（裏）注意２の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「」の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同注意４の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同注意５の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削り、同様式その８（表）中「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ））」に、「北海道 総合振興局長（札幌道税事務所長）」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同様式その８（裏）注意の事項の前に次のように加える。

課税の理由

自動車税は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある道府県がその所有者に課する税です。

表面記載の登録番号の自動車については、地方税法第148条に規定する賦課期日（４月１日）現在、あなたが所有者であると認められることから、表面記載の根拠法令に基づき自動車税を課税しました。

なお、自動車税の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員などを基準に北海道税条例に定められています。

別記第14号様式その８（裏）注意２の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を

「」の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同注意４の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同注意５の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削り、同様式その９中「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ））」に、「北海道 総合振興局長（札幌道税事務所長）」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同注意の事項の前に次のように加える。

課税の理由

自動車税は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある道府県がその所有者に課する税です。

左記に記載の登録番号の自動車については、地方税法第148条に規定する賦課期日（４月１日）現在、あなたが所有者であると認められることから、左記に記載の根拠法令に基づき自動車税を課税しました。

なお、自動車税の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員などを基準に北海道税条例に定められています。

別記第14号様式その９注意２の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「」の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同注意４の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同注意５の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」

を削り、同様式その10（1葉）中「〒」を削り、「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ））」に、「北海道 総合振興局長（札幌道税事務所長）」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同注意の事項の前に次のように加える。

課税の理由

自動車税は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある道府県がその所有者に課する税です。

左記に記載の登録番号の自動車については、地方税法第148条に規定する賦課期日（4月1日）現在、あなたが所有者であると認められることから、左記に記載の根拠法令に基づき自動車税を課税しました。

なお、自動車税の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員などを基準に北海道税条例に定められています。

別記第14号様式その10（1葉）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。））」に改め、同注意4の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同注意5の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削り、同様式その11（表）中

「

事務所	納税通知書番号

」を「

納税通知書番号	

」に、「（根拠法令－

地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ））」に改め、同様式その11（裏）納付場所の事項の次に次のように加える。

課税の理由

鉾区税は、鉾区に対し、その鉾業権者に課する税です。

あなたは、地方税法第181条に規定する賦課期日（4月1日）現在、鉾区の鉾業権

者であると認められることから、表面記載の根拠法令に基づき鉾区税を課税しました。

別記第14号様式その11（裏）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。））」に改め、同注意4の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同注意5の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削り、同様式その12（表）中

「

事務所	納税通知書番号

」を「

納税通知書番号	

」に、「（根拠法令－

地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ））」に改め、同様式その12（裏）納付場所の事項の次に次のように加える。

課税の理由

鉾区税は、鉾区に対し、その鉾業権者に課する税です。

あなたは、地方税法第181条に規定する賦課期日（4月1日）現在、鉾区の鉾業権者であると認められることから、表面記載の根拠法令に基づき鉾区税を課税しました。

別記第14号様式その12（裏）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合

にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同注意4の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同注意5の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削り、同様式その13中

「 上記のとおり告知しますので、各納付期限までに納めてください。

（根拠法令－ 地方税法第 条、道税

注 意

- 1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
- 2 納期限後に納めるときは、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセントときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算した金額に相当して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含365日当たりの割合です。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満の端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 4 この処分について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日以内に知事に異議申立てをすることができます。
- 5 この処分について不服がある場合には、4の異議申立てに対する決定書を受けら起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。たけ取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の翌日から起算して1年を経消しの訴えを提起することができなくなります。
- 6 この処分については、4の異議申立ての決定を経た後でなければ、裁判所に処を提起することができません（地方税法第19の12）が、次の各号のいずれかに該議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊き。
 - (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

条例第 条)

又はその全額がに、その納期限の日から1月を経過の11月30日を経過の基準割引率に年は、当該商業手形の未満の端数があるる延滞金額を加算む期間についても、

であるときは、そ

を

から起算して60日

取った日の翌日か事となります。）をだし、決定書を受過すると処分の取

分の取消しの訴え当するときは、異

急の必要があると

課税理由

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産に対して課される税であり、大規模ては、市町村の課税限度額を超える部分について北海道が課税することとして賦課期日（1月1日）現在、あなたが所有する償却資産で、市（町村）については同市（町村）の課税限度額を超えていることから、下記記載の根拠法資産税を課税しました。

上記のとおり告知しますから、各納付期限までに納めてください。

（根拠法令－

な償却資産について
います。
に所在するものに
令に基づき道固定

に改め、同様式その13を同様式その13（表）とし、同様式その13

（表）の次に同様式その13（裏）として次のように加える。

（裏）

注 意 1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。

2 納期限後に納めるときは、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、^{じゅう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 この処分について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。

5 この処分について不服がある場合には、4の異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の異議申立ての決定を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式の2その1（表）中

「上記のとおり滞納となっていますので、至急納めてください。」を

「上記のとおり滞納となっていますので、至急納めてください。」

（根拠法令－ ）に改め、同様式その1

（裏）注意2の事項中「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「 ）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同様式その2（表）中

都道府県コード

を

「

都道府県コード					
---------	--	--	--	--	--

」に、

「上記のとおり滞納となっていますので、至急納めてください。」を
「上記のとおり滞納となっていますので、至急納めてください。
(根拠法令－

--	--	--	--	--	--

)」に改め、

同様式その2（裏）注意2の事項中「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「」の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同様式その3（表）中

「

領収印

を

領収印

に、
収入印紙不要」

「上記のとおり滞納となっていますので、至急納めてください。」を
「上記のとおり滞納となっていますので、至急納めてください。
(根拠法令－

--	--	--	--	--	--

)」に改め、

同様式その3（表）摘要の事項を同摘要1の事項とし、同摘要の事項に次の1事項を加える。

2 不要文字を消して使用すること。

別記第14号様式の2その3（裏）注意2の事項中「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「」の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同様式その4（表）中

「

都道府県コード					
---------	--	--	--	--	--

を
」

「

都道府県コード					
---------	--	--	--	--	--

」に、

「上記のとおり滞納となっていますので、至急納めてください。」を
「上記のとおり滞納となっていますので、至急納めてください。
(根拠法令－

--	--	--	--	--	--

)」に改め、

同様式その4（裏）注意2の事項中「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「」の割合（平成12年1月1日から平成25年

道内郵便局

別記第14号様式の3その2（5連）（裏）を次のように改める。

（裏）

注 意 1 納期限後に納めるときは、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

別記第14号様式の3その3（裏）注意1の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が

年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同様式その4（表）注意1の事項及び同様式その5（1葉）注意1の事項中「第3条の2」の次に「（平成25年12月31日までの期間については、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）による改正前の地方税法附則第3条の2）」を加え、「納めてください」の次に「。なお、延滞金の年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても365日当たりの割合です」を加え、同様式その6（表）中

「 を  に改め、同様式その6（表）摘要の事項
「 収入印紙不要」

を同摘要1の事項とし、同摘要の事項に次の1事項を加える。

2 不要文字を消して使用すること。

別記第14号様式の3その6（裏）注意1の事項中「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の

期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同様式その7（表）中

「

都道府県コード	

を

「

都道府県コード					
---------	--	--	--	--	--

」に改め、同様式その7（裏）注意1の

事項中「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「」の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割

合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同様式その8（裏）注意1の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改める。

別記第22号様式を次のように改める。

別記第22号様式（第28条関係）

年 度				自 動 車 税 課 税 台 帳																機 械 処 理 日													
状態	登録番号	課税元年	枝番	車 台	義 所	住所							補	氏名											補	生年月日	電 話 番 号						
				滞	禁	引受庁	市町村	ディーラー	大口	リース	車台番号	定置場	初度登録	車検有効日	定員		排気		車重		車幅		燃料	用	排適		型式指定	類番	登録年月日	旧諸元	車種		形状
																			最大積載量			車長		車高				形状					

車名	通番	調定区分	課税年	調定年月日	税表	月数	正当税額	本税差額	内決算後減額	取通	処理	適用年月日	決定年月日	非免	身障者詳細	納期限	発付日	返戻	型式		塗色	三	軽	重	定員							
																			原動機型式						排気							
状態	登録番号	課税元年	枝番	車台	義所	住所						補氏名											補生年月日	電話番号								
				滞禁	引受庁	市町村	ディーラー	大口	リース	車台番号	定置場	初度登録	車検有効日	定員		排気		車重		車幅		燃料	用	排適		型式指定	類番	登録年月日	旧諸元	車種	形状	
														最大積載量			車長		車高				形状									
車名	通番	調定区分	課税年	調定年月日	税表	月数	正当税額	本税差額	内決算後減額	取通	処理	適用年月日	決定年月日	非免	身障者詳細	納期限	発付日	返戻	型式		塗色	三	軽	重	定員							
																			原動機型式						排気							
										件					円					件					円							

摘要 ①状態：「F」課税不能 「N」非課税 ③所：所有の形態 ⑨燃料：「02」ガソリン 「04」LPG 「09」CNG
「H」課税保留 「S」抹消・番変 ④補：補記 「03」軽油 「06」電気 「99」該当なし
「I」移転 「T」道外転出 ⑤滞：滞納表示 ⑩用：用途
「J」課税除却 「W」道内転出 ⑥禁：発行禁止 ⑪排適：排出ガス適合
「K」課税免除 ⑦定員：1桁目「9」は幼児専用車 ⑫取通：取消対象通番
②義：義務者区分 ⑧排気：1桁目はローター数、単位は10cc ⑬三：三輪
「1」所有者課税 「M」滞納あり
「2」使用者課税

別記第35号様式の2中

「

差押換えを認めない理由

差押換請求年月日

年

月

日

「

を

」

「

差押換請求年月日

年

月

日

不承認の理由

に改め、「上記のとおり、」を削り、「認めることが

」

できませんから」を「上記のとおり承認できませんので」に、「（根拠法令－国税徴収法50条Ⅱ、51条Ⅲ、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－
）」に改める。

別記第35号様式の5その1中

「

納期限

「

納期限

		督促状発付日
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

ては、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該道税等を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定に基づき、」に、「財産を差し押さえます」を「上記の財産を差し押さえます」に、「（根拠法令－国税徴収法第 条）」を「（根拠法令－ ）」に、

「
上記差押財産について、その価値を減少させない範囲での通常の用法に従った使用収益を認めてください。」
」を
「

命令の理由	
上記差押財産について、その価値を減少させない範囲での通常の用法に従った使用	

に改め、同様式その2中「住 所」を「住 所（所在地）」に、
「
用収益を認めてください。」
」

納期限	納期限
-----	-----

その3（債権、合名会社の社員の持分等の場合（滞納管理システム用））

差 押 調 書

滞 納 者	住 所（所在地）	
	氏 名（名称）	

		督促状発付日
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該道税等を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定に基づき上記の」に、「債権等の取立、譲渡、免除、期間の猶予、相殺等を禁止します。」を「なお、債権等の取立、譲渡、免除、期間の猶予、相殺等を禁止します。（根拠法令－ ）」に改め、同様式中その3中

納期限	納期限
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・

は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該道税等を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定に基づき上記の」に、「（根拠法令－国税徴収法54条、同法施行令21条Ⅲ、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－ ）」に改め、同様式中その3をその4とし、その2の次に次のように加える。

滞 納 金 額	税目	期別	年度	枝番	調定	税 額	延 滞 金 額	過少申告 不 申 告加算金額	重加算金額	滞納処分費	小 計	納期限 督促状発付日	
	自動車税					円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円	円		
							法律による金額 円			法律による金額 円			
							法律による金額 円			法律による金額 円			
							法律による金額 円			法律による金額 円			
							法律による金額 円			法律による金額 円			
							法律による金額 円			法律による金額 円			
	合 計					円（このほか、上記の法律による金額が加算されます。）							
	差 押 財 産	債 権 者	住所（所在地）					債 務 者	住所（所在地）				
氏名（名称）					氏名（名 称）								
債権等の種類及び額（差押債権額）							取り上げられた債権証書等の名称その他						
							履行期限						
上記の道税等については、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該道税等を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定に基づき上記の財産を差し押さえます。 なお、債権等の取立、譲渡、免除、期間の猶予、相殺等を禁止します。 （根拠法令－ 年 月 日この調書を作ります。 北 海 道（ 総合振興局、 振興局、札幌道税事務所）													

差押通知書発送の日 年 月 日

職 氏名

印

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この調書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 摘要 1 債権証書等を取り上げられた者に対する通知の場合には、なお書きを消して使用する。
- 2 この調書は、「第三債務者等に対する差押通知書」と併せて複写により作成する。

別記第35号様式の6中「住 所」を「住 所（所在地）」に、

「	納期限	を	「	納期限 督促状発付日	に、
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	

「	・ ・	」	「	・ ・ ・ ・ ・ ・	」
---	-----	---	---	-------------------	---

「権者に支払っても、その支払は、無効です。」を
「権者に支払っても、その支払は、無効です。 に改め、
（根拠法令－ ）」
同様式を同様式その1とし、同様式に次のように加える。

その2（債権、合名会社の社員の持分等の場合（滞納管理システム用））

第三債務者等に対する差押通知書

滞 納 者		住 所（所在地）										
		氏 名（名称）										
	税 目	期別	年度	枝番	調定	税 額	延滞金額	過少申告 不申告加算金額	重加算金額	滞納処分費	小 計	納期限

（第三債務者等債権証券等を取り上げた者の氏名又は名称）

様

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- （1）異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 摘要 1 債権証券等を取り上げられた者に対する通知の場合には、なお書きを消して使用する。
- 2 この通知書は、「差押調書」と併せて複写により作成する。

別記第35号様式の7中

納期限
・
・
・
・

を

納期限
督促状発付日
・
・
・
・
・

に、「とおり、滞納金額の徴収

のため」を「道税等については、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該道税等を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定に基づき上記の」に、「（根拠法令－国税徴収法68条Ⅰ、70条Ⅰ、71条Ⅰ、72条Ⅰ、同法施行令30条Ⅰ、32条、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－）」に改める。

別記第35号様式の9中「とおり、滞納金額の徴収のため」を「滞納者は、上記の財産のほかに、換価が容易であり、かつ、上記の道税等の全額を徴収することができる財産を有しないと認められますので、当該道税等を徴収するため、国税徴収法第58条第2項の規定

に基づき」に、「（根拠法令－国税徴収法58条Ⅱ、65条、71条ⅢⅣ、73条Ⅴ、同法施行令24条ⅠⅥ、32条、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－）」に改める。

別記第35号様式の16中「使用（運行、航行）したいから」を「使用（運行、航行）したいので」に改め、「（根拠法令－国税徴収法70条Ⅴ、71条Ⅵ、同法施行令31条、32条、道税規則28条の2）」を削り、「年 月 日まで許可します」を「上記差押財産の使用については、年 月 日まで許可します」に、
「（許可しません。）」

「」を
「（上記差押財産の使用については、営業上の必要その他相当の理由があると認められないことから、許可しません。）」に改める。

別記第35号様式の17中

「

滞 納 者	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	

を

」

「

滞納者	住所（所在地）		氏名（名 称）	
-----	---------	--	---------	--

に、「さきに」を「貴組合（金庫）の持分は、

」

その譲渡については貴組合（金庫）の承諾が必要である（中小企業等協同組合法第17条第1項、信用金庫法第15条第1項）ため、北海道知事（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長）が 年 月 日に差し押さえた上記の持分については、その譲渡につき法律に制限があり譲渡することができない場合に該当し、換価することができません。また、 年 月 日現在、上記滞納者は他に上記の道税等に充てるべき十分な財産を有しておらず、滞納者の財産に滞納処分を執行してもなお当該道税等に不足すると認められることから、国税徴収法第74条第1項の規定に基づき、貴組合（金庫）に対し、先に」に、「（根拠法令－国税徴収法74条Ⅰ、同法施行令33条Ⅰ、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－ ））」に改める。

別記第35号様式の21中「（根拠法令－国税徴収法82条Ⅰ、同法施行令36条Ⅰ、地方税法14条の16Ⅴ、16条の4Ⅸ、72条の68Ⅳ等、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－ ））」に改め、同様式を同様式その1とし、同様式に次のように加える。

その2

交 付 要 求 書

滞 納 者		住 所（所在地）									
		氏 名（名称）									
滞 納 金 額	税 目	期別	年度	枝番	調定	税 額	延 滞 金 額	各種加算金額	小計	納期限	法定納期限等
	自動車税					円	法律による金額 円	円	円		
							法律による金額 円				
							法律による金額 円				
							法律による金額 円				
							法律による金額 円				
							法律による金額				

平成25年12月27日（金曜日）

北 海 道 公 報

号外第20号 22

交付要求をする財産						円			
	合 計		円		円		このほか上記の法律による金額が加算されます。		
	名 称		数 量	性 質	所 在	事件の表示		差押年月日	
交付要求年月日				執行機関名				備考	
上記のとおり、滞納者の滞納金額の徴収のため、交付要求します。 （根拠法令－ 交付要求書を発した日 年 月 日 北海道知事（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長） 印 （要求先の執行機関の名称） 様									
摘要 1 「事件の表示」欄には、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続の区分を記載するものとし、当該強制換価手続が滞納処分以外のものであるときは、その事件名及び事件番号を併せて記載すること。 2 地方税法第14条の16第5項の規定による交付要求の場合は、「備考」欄に当該質権者又は抵当権者の氏名及び住所並びに譲渡された担保権付財産の配当金から徴収するための交付要求である旨を記載するものであること。 3 地方税法第14条の4第9項の規定による交付要求の場合は、本文に、この交付要求書は保全差押えに代わるものである旨を付記して使用するものであること。 4 この要求書は、「交付要求通知書」と併せて複写により作成すること。 別記第35号様式の22中「とおり、滞納者の滞納金額の徴収のため、」を「財産について、強制換価手続が行われたことから、上記滞納者の上記滞納金額の徴収のため、国税徴収法第82条第1項の規定に基づき」に、「交付要求しましたから」を「交付要求しましたの									
その2 交 付 要 求 通 知 書									

で」に、「（根拠法令－国税徴収法82条ⅡⅢ、同法施行令36条ⅡⅢ、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－」
）」に改め、同様式を同様式その1とし、同様式に次のように加える。

（滞納者の氏名）
質権者等又は名称）様

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 摘要 1 「事件の表示」欄には、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続の区分を記載するものとし、当該強制換価手続が滞納処分以外のものであるときは、その事件名及び事件番号を併せて記載すること。
- 2 この交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、質権者等に対しては通知することを要しないものであること。
- 3 この通知書は、「交付要求書」と併せて複写により作成すること。

別記第35号様式の25中

交付要求の解除 を認めない理由	
解除請求年月日	年 月 日

を

「

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の36中

「

参加差押えの解除を認めない理由	
解除請求年月日	年 月 日

を

」

「

解除請求年月日	年 月 日
参加差押えの解除を認めない理由	

に改め、「上記のとおり、」を削り、「認めることが

」

できませんから」を「上記のとおり認めることができませんので」に、「（根拠法令－国税徴収法88条Ⅰ、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－）」に改める。

別記第35号様式の38中「上記のとおり、差押財産の公売をすることになりましたから、通知します。（根拠法令－国税徴収法96条Ⅰ、道税規則28条の2）」を「上記の財産について換価するため、国税徴収法第94条第1項の規定に基づき公売をすることとし、同法第95条の規定に基づき公告しましたので、通知します。（根拠法令－）」に改める。

別記第35号様式の39中「上記のとおり、差押財産の公売をします」を「上記の財産について換価するため、国税徴収法第94条第1項の規定に基づき公売をすることとし、同法第

95条の規定に基づき公告しましたので、通知します」に、「（根拠法令－国税徴収法96条、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－

別記第35号様式の45中

（適正でない者が決定されたため（国税徴収法第108条第2
買受申込み等の取消しがあったため（国税徴収法第114条
売却決定前に滞納金が完納されたため（国税徴収法第117
民法第568条の規定による買受契約の解除が行われたため
公売手続に違法があったため

項該当）
該当）
条該当）
（国税徴収法第126条該当）

を

「

に、「取り消しましたから」を「取り消しましたの

で」に改め、「（根拠法令－道税規則28条の2）」を削る。

別記第35号様式の48中

（買受申込み等の取消しがあったため（国税徴収法第114条
買受代金を期限までに納付しないため（国税徴収法第115
売却決定後、買受代金納付前に滞納金が完納となったた
民法第568条の規定による買受契約の解除が行われたため
公売手続に違法があったため

該当）

条第4項該当）
め（国税徴収法第117条該当）
（国税徴収法第126条該当）

を

「

に、「取り消しましたから」を「取り消しましたの

で」に改め、「（根拠法令－道税規則28条の2）」を削る。

別記第35号様式の49中「ありますから」を「ありますので」に改め、「（根拠法令－国
税徴収法124条Ⅱ、同法施行令47条、道税規則28条の2）」を削り、「（認められませ
ん）から」を「（次の理由により認められません）ので」に、

「 北海道知事（ 総合振興局長、 振興局
長、札幌道税事務所長） 印 」を

「 北海道知事（ 総合振興局長、 振興局
認められない理由

長、札幌道税事務所長） 印 」に改める。

別記第35号様式の51中「上記のとおり、換価代金等を配当又は交付するため、この計算
書を作ります。（根拠法令－国税徴収法第 条）」を「上記の財産に係る換価代金等を
配当し、又は交付するため、この計算書を作ります。（根拠法令－
）」に改め、同様式注意の事項中4の事項を5の事項とし、1の事項から3の事項まで

を1事項ずつ繰り下げ、2の事項の前に次の1事項を加える。

1 滞納処分費とは、滞納に関して要した費用（財産の差押え、差押財産の保管、運搬、公売等に関する費用）であり、その徴収の起因となった徴収金に先立って配当し、又は充当されます。

別記第35号様式の51摘要の事項に次の2事項を加える。

3 国税徴収法第26条に該当する場合は、下部余白などに計算過程を記載すること。

4 交付期日を短縮した場合は、下部余白などに、処分理由を記載すること。

別記第35号様式の51の2中「（根拠法令－国税徴収法第 条、道税規則第 条）」を「（根拠法令－ ））」に改める。

別記第48号様式の2（表）中「納付場所 北海道指定（収納代理）金融機関、北海道収入取扱員、道内郵便局」を削り、

「 上記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納付すべき金額を納期限ま（根拠法令－地方税法第 条、北海道税条例 条）

でに納付書によって納めるよう告知します。

」を

「 課税の理由

納付場所 北海道指定（収納代理）金融機関、北海道収入取扱員、道内郵便局
上記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納付すべき金額を納期限ま

に改め、同様式

でに納付書によって納めるよう告知します。」

（裏）注意2の事項中「第3条の2」の次に「（平成25年12月31日までの期間については、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）による改正前の地方税法附則第3条の2）」を、「納めてください。」の次に「なお、延滞金の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。」を加える。

別記第48号様式の3その1（表）中「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ））」に改め、同様式その1

（裏）注意3の事項中「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号

の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）の割合」を「の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。））」に改め、同様式その1（裏）注意の事項の次に次のように加える。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第48号様式の3その2（表）中「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ））」に改め、同様式その2

（裏）注意の事項の前に次のように加える。

決定の理由

あなたは、表面記載の年月分の申告書について、表面記載のとおり、法令に規定する申告期限後に提出していますが、申告期限までに提出しなかったことについて正当な理由があると認められないことから、表面記載の根拠法令に基づき、不申告加算金を決定しました。

別記第48号様式の3その2（裏）注意の事項の次に次のように加える。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第49号様式の2その2中

認 め な い 理 由

法定申告納付期限	年 月 日
を	
「	
法定申告納付期限	年 月 日
不承認の理由	
に、「上記のとおり、あなたから申請のありました申告	
納付期限の延期は、承認できませんから、通知します。（根拠法令－道税規則41条の2の2）」を「あなたから申請のありました申告納付期限の延長については、上記のとおり承認できませんので、通知します。（根拠法令－	
別記第49号様式の3中	「 上記のとおり、あなたから申請のありました申告書の提（根拠法令－道税規則第 条）

出期限の延長の承認について、通知します。	「 を	あなたから申請のありました														
	」	知します。（根拠法令－														
申告書の提出期限の延長については、上記のとおり承認	指定しましたので、通	に改め、														
却下		」														
同様式注意の事項の次に次のように加える。																
摘要 不要文字を消して使用すること。																
別記第49号様式の4中	「 上記のとおり、あなたの申告書の提出期限の延長の処分に															
	ます。（根拠法令－道税規則第 条）															
について、その取消し	を	「 あなたの申告書の提出期限														
変更	」	（根拠法令－														
の延長の承認については、上記のとおり取り消しました	ので、通知します。	に改め、同														
変更しました		」														
様式注意の事項の次に次のように加える。																
摘要 不要文字を消して使用すること。																
別記第49号様式の5その1中「分割出資」を「分割法人」に、																
「	<table><tr><td>合併等期日</td><td>年 月 日</td><td>適格区分</td><td>適格・その他</td></tr><tr><td colspan="2">事業開始（見込）年月日</td><td rowspan="3">分割法人区分</td><td>届出内容に該当する□にチェックをしてください。</td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日</td><td>☐ 分割法人（本店）</td></tr><tr><td colspan="2">「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無</td><td>☐ 分割法人（支店）</td></tr></table>	合併等期日	年 月 日	適格区分	適格・その他	事業開始（見込）年月日		分割法人区分	届出内容に該当する□にチェックをしてください。	年 月 日		☐ 分割法人（本店）	「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		☐ 分割法人（支店）	
合併等期日	年 月 日	適格区分	適格・その他													
事業開始（見込）年月日		分割法人区分	届出内容に該当する□にチェックをしてください。													
年 月 日			☐ 分割法人（本店）													
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無			☐ 分割法人（支店）													

		有・無				☐ 非分割法人			
添付書類		1 登記事項証明書 2 定款等の写し 3 株主等の名簿 4 現物出資者名簿 5 設立趣意書 6 設立時の貸借対照表 7 合併契約書の写し 8 分割計画書の写し 9 その他 ()		を					
「		合併等期日		年 月 日		適格区分		適格・その他	
事業開始 (見込み) 年 月 日		年 月 日		「給与支払事務 所等の開設届出 書」提出の有無		有・無		分割法人区分	
								届出内容に該当する ☐ に チェックをしてください。	
								添付書類	
								☐ 分割法人 (本店) ☐ 分割法人 (支店) ☐ 非分割法人	
1 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) 又は登記簿謄本 2 定款等の写し 3 株主等の名簿 4 現物出資者名簿 5 設立趣意書 6 設立時の貸借対照表 7 合併契約書の写し 8 分割計画書の写し 9 その他 ()								に改め、同様式その2中	
「		異動事項等		異 動 前				異	
動 後		異 動 年 月 日						に改め、「登記事項証明書」の次に「(履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書) 又は登記簿謄本若しくは抄本」を加える。	
		(. .)						を	
		(. .)						」	
「		異動事項等		異 動 前				異	
動 後		異 動 年 月 日						に改め、「登記事項証明書」の次に「(履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書) 又は登記簿謄本若しくは抄本」を加える。	
		(. .)						を	
		(. .)						」	
「		新築 木(モルタル塗を含みます。) 増築 鉄筋コンクリート 改築 鉄骨 トタン ・葺 陸屋根		を		「新築 木(モルタル塗を含みます。) 増築 鉄筋コンクリート 改築 鉄骨 トタン ^{おき} 葺 陸屋根 ()階建		に、	
								」	
「		建床面積 m ² 延べ床面積 m ²		を		「床面積 建床面積 m ² 延べ床面積 m ²		に改め、同様式その3中「(電話 番)」を「(電話)」に改める。	
								別記第54号様式中「は二人以上」を「が二人以上」に改める。	
								別記第55号様式中「該当します」を「該当し徴収猶予を受けたい」に改める。	
								別記第56号様式(表)中「当初の税額」を「当初の額」に、	
「		を						に、「減額した	
								」	

から、」を「減額しましたので」に改める。

別記第56号様式の3中「該当しますから」を「該当し徴収猶予を受けたいので」に改め、「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を削る。

別記第57号様式の2の2中「納付すべき金額の合計額」を「納付すべき金額」に、「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ）」に改め、同様式注意2の事項中「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「」の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同様式摘要の事項を同様式摘要1の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

2 不要文字を消して使用すること。

別記第57号様式の3中 「 年 月 日から上記の等級に決定したの
で、通知します。 を
「 等級決定の理由」

年 月 日から上記の等級に決定しましたので、通知します。

に、「（根拠法令－道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ）」に改め、同様式注意1の事項中「ある場合は」を「ある場合には」に改める。

別記第57号様式の3の2その1中

「

特別徴収義務に係るゴルフ場	所在地
	名 称

」

を「

特別徴収義務に係るゴルフ場	所在地
	名 称
指 定 の 理 由	

」

に、「指定しました」を「指定しましたので、通知します」に、「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ）」に改める。

別記第58号様式の2の5その1中「納入すべき金額の合計額」を「納入すべき金額」に、「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ）」に改め、同様式その1注意2の事項中「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パー

セント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)))の割合」を「)の割合
(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。))とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。))」に改め、同様式その1摘要の事項を同摘要1の事項とし、同摘要の事項に次の1事項を加える。

2 不要文字を消して使用すること。

別記第58号様式の2の5その2中「納付すべき加算金額の合計額」を「納付すべき加算金額」に、「(根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条)」を「(根拠法令－)」に改める。

別記第62号様式(表)中「(根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条)」を「(根拠法令－)」に、

「◎裏面の注意事項をお読みください。」を

「摘要 不要文字を消して使用すること。

◎裏面の注意事項をお読みください。」に改め、同様式(裏)注意2の事項中「(当

該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)))の割合」を「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(その

割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。))とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。))」に改める。

別記第62号様式の3その1中

「

特別徴収義務に係る事務所又は事業所	所在地	名称	を

」

「

特別徴収義務に係る事務所又は事業所	所在地	名称	に、
指定の理由			」

「指定しました」を「指定しましたので、通知します」に、「(根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条)」を「(根拠法令－)」に改める。

別記第62号様式の4中「(根拠法令－地方税法第 条、同法施行令第 条、道税規則第 条)」を「(根拠法令－)」に、

「

担保される金額 の算出根拠	
------------------	--

」

を

「

担保される金額 の算出根拠	
------------------	--

」

命 令 の 理 由	
-----------	--

に改める。

別記第66号様式の4その1(表)中「K1」を「リットル」に、「納付すべき金額の合計額」を「納付すべき金額」に、「(根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条)」を「(根拠法令－)」に改め、同注意2の事項中「(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。))の割合」を「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。))」に改め、同注意の事項の次に次のように加える。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第66号様式の4その2中「K1」を「リットル」に、「納付すべき金額の合計額」を「納付すべき金額」に、「(根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条)」を「(根拠法令－)」に改め、同注意2の事項中「(当該期間のうち平成12年1月

1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。))の割合」を「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。))」に改め、同注意の事項の次に次のように加える。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第66号様式の4その3中「納付すべき加算金額の合計額」を「納付すべき加算金額」に、「(根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条)」を「(根拠法令－)」に改める。

別記第69号様式を次のように改める。

別記第69号様式(第67条の16関係)

所有権留保付自動車現況報告書

年 月 日

北海道札幌道税事務所長 様

住 所(所在地)

報告者

氏 名(名称)

照会総合振興局等名		照会年月日		報告期限		ディーラーコード		
買主	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
		登録番号						
		運輸	車種	かな	番号			
報告事項	買主	現住所（所在地）						
		ビル、マンションの名称・方書		（電話）				
		フリガナ						
		氏名（名称）						
	勤務先	所在地						
		名称		（電話）				
	報告日現在自動車 を占有している者	住所（所在地）						
		氏名（名称）						
		占有している理由		占有年月日				
	賦払金支払状況等	買主の賦払金の支払銀行等名						
支払状況								
自動車の所有権を買主に移転する旨の通知の有無								
その他参考事項								

注意 報告事項の欄のみ記入してください。

別記第73号様式中

「 上記の償却資産は、道が固定資産税を課すべき大規模償却資産であると認め、その
 税法令－地方税法742条Ⅲ、道税規則70条）

指定をしましたから、通知します。（根 を

」

「 指 定 の 理 由

上記の償却資産は、道が固定資産税を課すべき大規模償却資産であると認め、その
 税法令－

」

指定をしましたので、通知します。（根 に改める。

」

別記第73号様式の2中

「 課 税 標 準 額 市町村が課税標準とする額 道が課税標準とすべき額

を

「 価 格 等 市町村の課税標準となるべき金額 道の課税標準となるべき金額

」

に、「（根税法令－地方税法742条Ⅱ、道税規則70条）」を「（根税法令－
 ）」に改める。

別記第73号様式の3中

「 課 税 標 準 額 市町村が課税標準とする額 道が課税標準とする額 を

」

「 価 格 等 市町村の課税標準となるべき金額 道の課税標準となるべき金額 に、

」

「

上記の大規模償却資産に対する 年度分の固定資産税に係る価格等及び課税標準額を決定（修正）しましたから、通知します。（根拠法令―地方税法743条ⅠⅡ、道税規則70条の2）

を

決定（修正）理由	
上記の大規模償却資産に対する 年度分の固定資産税に係る価格等及び道の課税標準となるべき金額を決定（修正）しましたので、通知します。（根拠法令― ）	

に改める。

（特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式その1中

確定(修正・更正)分	円	円	円
既往適用分			
差引増減			
年 月 日 申請のあった課税免除について、上記のとおり決定したので、通知します。 決定した不均一課税			

を

確定分	円	円	円
あなたから 年 月 日に申請のあった 事業税の課税免除については、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第 条の規定に基づき、上記のとおり決定しましたので、通知します。（根拠法令― ）			

に改め、同様式その1の次に次のように加える。

その1の2

事業税の課税免除通知書
不均一課税

納税者	住所（所在地） 氏名（名称）		
事業年度（年）	年 月 日 ～ 年 月 日		
区分	基本税額	課税免除税額 不均一課税による 軽減税額	差引納付税額
確定(修正・更正)分	円	円	円
既往適用分			
差引増減			
年 月 日に決定した 事業税の課税免除については、地方税法第 条の規定により修正申告書が提出されたことから、上記のとおり更正しましたので、通知します。（根拠法令― ） なお、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第5条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、この課税免除を取り消すことがあります。 年 月 日 北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 印 様			

注意1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提

出してください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第2号様式その2中

「
年 月 日に申請のあった課税免除
不均一課税
について、上記のとおり決定
したので、通知します。
」

を

「
あなたから 年 月 日に申請のあった不動産取得税の課税免除
不均一課税
については、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第 条の規定に基づ
き、上記のとおり決定しましたので、通知します。（根拠法令－
）
」

に改め、同様式その3中

「
年 月 日に申請のあった課税免除
不均一課税
について、上記のとおり決定
したので、通知します。
」

を

「
あなたから 年 月 日に申請のあった道固定資産税の課税免除
不均一課税
については、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第 条の規定に基づ
き、上記のとおり決定しましたので、通知します。（根拠法令－
）
」

に改め、同様式その4中

「
年度又は事業年度（年）
年 月 日に申請のあった課税免除
不均一課税
については、課税免除の
規定に該当しないので、承認できません。
」

を

「
年度又は事業年度（年）
不承認理由
あなたから 年 月 日に申請のあった事業税（不動産取得税、道固定資
産税）の課税免除
不均一課税
については、上記のとおり承認できませんので、通知します。
（根拠法令－
）
」

に改める。

（北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道循環資源利用促進税条例施行規則（平成18年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1中

「
所在地
特別徴収義務に係る最終処分場 名称
」

を

「
所在地
特別徴収義務に
」

係る最終処分場	名 称
指 定 の 理 由	

に、「（根拠法令－地方税法第 条、北海道循環資源利用促進税条例第 条）」を「（根拠法令－
）」に改める。

別記第3号様式中

「

設置許可番号	第	号
--------	---	---

」

を

「

設置許可番号	第	号
指 定 の 理 由		

」

に改める。

別記第10号様式その1中「承認番号」を「決定番号」に、

「

上記のとおり、徴収猶予をしましたので、通知します。

」

--

」を

「

一部不承認の理由	
上記のとおり、徴収猶予をしましたので、通知します。	

」

--

に、「（根拠法令－地方税法第 条、
）」

北海道循環資源利用促進税条例第 条）」を「（根拠法令－
）」に改め、同様式その2中

「

年 月 日申請のあった徴収猶予については、承認できませんので、

」

通知します。
」を

「

不承認の理由	
年 月 日に申請のあった徴収猶予については、上記のとおり承認で	

」

--

に、「（根拠法令－地方税法第 条、
きませんので、通知します。
）」

北海道循環資源利用促進税条例第 条）」を「（根拠法令－
）」に改める。

別記第18号様式その1（表）中

区 分	を	期間	区分
-----	---	----	----

」

に、「納入（納付）すべき金額の合計額」を「納入（納付）すべき金額」に、「（根拠法令－地方税法第 条、北海道循環資源利用促進税条例第 条）」を「（根拠法令－
）」に改め、同摘要1の事項中「隠ぺい

し」を「隠蔽し」に改め、同様式その1（裏）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たな

い場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改め、同様式その2中「納付すべき加算金額の合計額」を「納付すべき加算金額」に、「（根拠法令－地方税法第 条、北海道循環資源利用促進税条例第 条）」を「（根拠法令－
）」に改める。

（北海道核燃料税条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道核燃料税条例施行規則（平成25年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（裏）注意2の事項中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合」を「の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中北海道税条例施行規則別記第14号様式その1（裏）注意2の事項、同様式その2（裏）注意2の事項、同様式その3（裏）注意2の事項、同様式その4（裏）注意2の事項、同様式その5（裏）注意2の事項、同様式その6（裏）注意2の事項、同様式その7（裏）注意2の事項、同様式その8（裏）注意2の事項、同様式その9注意2の事項、同様式その10（1葉）注意2の事項、同様式その11（裏）注意2の事項、同様式その12（裏）注意2の事項及び同様式その13の改正規定並びに同様式その13（表）の次に同様式その13（裏）を加える改正規定、別記第14号様式の2その1（裏）注意2の事項、同様式その2（裏）注意2の事項、同様式その3（裏）注意2の事項及び同様式その4（裏）注意2の事項の改正規定、別記第14号様式の3その1（1葉）注意の事項の改正規定、同様式その1（1葉）（表）の次に同様

式その1（1葉）（裏）を加える改正規定並びに同様式その2（5連）（表）注意の事項、同様式その2（5連）（裏）、同様式その3（裏）注意1の事項、同様式その4（表）注意1の事項、同様式その5（1葉）注意1の事項、同様式その6（裏）注意1の事項、同様式その7（裏）注意1の事項及び同様式その8（裏）注意1の事項の改正規定、別記第48号様式の2（裏）注意2の事項、別記第48号様式の3その1（裏）注意3の事項、別記第57号様式の2の2注意2の事項、別記第58号様式の2の5その1注意2の事項及び別記第62号様式（裏）注意2の事項の改正規定並びに別記第66号様式の4その1（表）注意2の事項及び同様式その2注意2の事項の改正規定、第3条中北海道循環資源利用促進税条例施行規則別記第18号様式その1（裏）注意2の事項の改正規定並びに第4条の規定は、同年1月1日から施行する。

- この規則（前項ただし書に規定する規定を除く。以下同じ。）の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則及び北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則及び北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。